

「山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨指定管理者募集に関する質問」に対する回答

(令和4年7月19日から7月25日受付分)

質問	回答
<p>① アイメッセ山梨の機械設備や電気系統機器などで、県が交換等すべきものの内、耐用年数を超えているものについて、要望に応じ速やかに交換等していただけるのか。</p>	<p>①県と指定管理者の責任分担は、「山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨指定管理者募集要項」のP4の表に記載のとおり、「施設、設備の損傷等」がある場合、「経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの」については、「60万円未満」は指定管理者、「60万円以上」は県が責任を負うこととなっており、この表において耐用年数を超えていることのみを理由に、交換等を行うものではなく、「施設、設備の損傷等」がある場合に、具体的にどういった対応を行うかについては、指定管理者からの要望や報告を伺う中で県と指定管理者の両方で優先順位等をつけて行っていきます。</p>
<p>② ①による対応がなされず耐用年数を超えた設備について、指定管理者が交換を要望したにも関わらず交換等が行われなかったことにより故障が生じ、利用者に損害が発生した場合、責任は県にあると考えられるがいかがか。</p>	<p>②「施設、設備の損傷等」に対しては、上記①の回答のとおり、指定管理者からの要望や報告を伺う中で県と指定管理者の両方で優先順位等をつけて行っていくこととなります。仮に耐用年数を超えた設備について損害が生じた場合において、優先順位等を決定する過程で指定管理者からの意見を踏まえた結果、優先順位等が低くなった等の事情がある場合は、別途個別に協議することもあり得ます。また、本来、指定管理者が速やかに対応すべき事案を放置し、結果的に金額が「60万円以上」となったことにより、県が対応すべき事案となった等、指定管理者による「施設の管理の瑕疵によるもの」が認められる場合は、同表に基づき指定管理者の責任となることもあります。</p>
<p>③ 耐用年数を超えた設備について、指定管理者が交換を要望したにもかかわらず交換が行われなかったことで故障等が生じた場合、交換等が完了するまでに発生する逸失利益を県は補償するのか</p>	<p>③「施設、設備の損傷等」に関する責任については、原則上記②の回答のとおりとなりますが、これに伴う逸失利益に対する補償等については、県と指定管理者が個別に協議して決定することとなります。</p>